

近江八幡市建設工事等への不当要求排除対策マニュアル

第1 趣 旨

本マニュアルは、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等委託、役務提供及び物品供給等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加者及び契約の相手方から、当該入札の過程及び契約の履行に係る不当要求について、近江八幡市契約規則（昭和63年近江八幡市規則第14号）第14条の3の規定及び当該契約の仕様書記載事項に基づき報告された情報を、市の的確に把握し、警察署と連携して不当要求を適切に排除するため、情報聴取・報告の手順及び対応に関する事項を定めるものとする。

第2 情報聴取

- 1 入札過程中的建設工事等に係る不当要求者に関する情報（以下「入札不当要求情報」という。）の聴取は原則として契約検査課職員が行うものとする。
- 2 契約履行中の建設工事等に係る不当要求者に関する情報（以下「契約履行不当要求情報」という。）の聴取は原則として建設工事等を所掌する課の職員が行うものとする。

第3 報 告

- 1 聴取職員は、不当要求情報を第一報として、直ちに所属長及びコンプライアンスマネージャーに口頭で報告するものとする。
- 2 前項の報告を行った聴取職員は、速やかに当該情報を別記様式により取りまとめ、所属長及びコンプライアンスマネージャーに報告するものとする。

第4 対応方針の決定及び警察署との連携

- 1 第3による報告を受けた所属長（以下「報告受理所属長」という。）は、その内容が公正な入札の執行または適正な契約の履行を損なわせるおそれがあると認められる場合は、別に定める建設工事等不当要求排除対策連絡会（以下「連絡会」という。）に通知しなければならない。
- 2 報告受理所属長は、連絡会の決定に基づき近江八幡警察署と連携のうえ公正な入札執行の対策を行い、または受注者に対して、不当要求者への対応、工程管理、被害届の届出等に関する支援・指導を行うものとする。

第5 その他関係機関との連携

- 1 報告受理所属長は、当該工事に係る事業管理及び契約事務を担当するその他関係機関への連絡・協議を適切に行うものとする。
- 2 不当要求情報の処理については、総務部契約検査課に報告するものとする。

付 則

このマニュアルは、平成17年4月1日から施行する。